

一 業生場所 深川五平野町四ノ一
二 業生並解決月日

業生昭和十二年二月十八日 解決 今三月二十日

三 事業主側

- (1) 名称 森林製材工場
 - (2) 所在地 深川五平野町四ノ一
 - (3) 事業主 森林高一
 - (4) 事業種類 製材業
 - (5) 資本金 五萬圓(個人經營)
 - (6) 企業系統 十
 - (7) 使用勞働者 製材工四名 自立工一名
 - (8) 勞働賃銀 最高二百一十五 最低一百八。平均二百六。
 - (9) 事業主団体 東京製材協會
- 四 勞働者側

一 會議參加者

五名(全員)

- (1) 組合関係 五名全詳木材労働者擁護同盟
- (2) 提携団体 右 合

五 業生原因

事業主森林高一ハ材木高ヲ經營ノ傍ラ製材工場ヲ經營シ兼
レルモノナルカ最近製材工場ハ一般ニ不況トナリタリタメ
之ヲ停止シテ材木高一ノ事業スルフトトシ三月十八日木
月未ヲ以テ工場閉鎖ヲ為ス昔業表セルニ依ル

六 經過

事業主三月十八日工場閉鎖ノ止ムナキニ至リタル事情ト依
業員一対ニ日給一ヶ月分ヲ与テ支給スル旨業表セルニ依
業員一同ハ現下ノ製材業界ノ不況ニ鑑ミテ直ニ他工場ヘ
就取ノ見込ナキタメ手与トシテ日給六十日分ヲ要求シテ即
日怠業ニ入レリ